

受益者の皆様へ

野村アセットマネジメント株式会社

ノムラ日本株戦略ファンド
ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド
投資信託約款の変更に関する異議申立手続きのお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「ノムラ日本株戦略ファンド」（以下「当ファンド」という場合があります。）および当ファンドが主要投資対象とする「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」（以下「マザーファンド」という場合があります。）につきまして、下記の通り投資信託約款（以下「約款」という場合があります。）を変更することを、受益者の皆様に対して、ご提案いたします。

ご提案する本約款変更の一部は、商品としての同一性を失わせることとなる変更にあたり、重大な約款変更^{a)}に該当するため、投資信託及び投資法人に関する法律*（以下「投信法」といいます。）の規定に基づき、異議申立の手続きが必要となります。

なお、「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」を主要投資対象とする「ノムラ日本株戦略ファンド（確定拠出年金向け）」（以下「他ファンド」といいます。）においても同時に、当ファンドと同様に運用方針等の変更に係る異議申立の手続きを行なっております。「ノムラ日本株戦略ファンド」の約款変更の異議申立の手続きとは互いに独立しておりますが、それぞれの異議申立の手続きの結果、**マザーファンドを主要投資対象とするいずれかのファンドにおいて約款変更が成立しなかった場合は、それぞれのファンドにおいてご提案の本約款変更は行ないません。**

このお知らせは、投信法^{a)}の規定に基づき、本約款変更にご異議を申し立てることのできる受益者の皆様にお送りしております。当書面をお読みいただき、本約款変更につきご異議のある受益者の皆様におかれましては、本約款変更に対する異議および必要事項を、「4.（3）異議申立の手続きについて」の記載内容にしたがい郵便はがき等の書面にご記入のうえ、ご郵送くださいますようお願い申し上げます。**なお、本約款変更にご同意いただける受益者の皆様は、特別な手続きは必要ありません。**

*「ノムラ日本株戦略ファンド」および「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」は信託法の施行日（平成 19 年 9 月 30 日）前に信託されたものであり、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「信託法整備法」といいます。）第 2 条の規定により、平成 19 年 9 月 30 日以降についても信託法整備法第 25 条の規定による改正前の投信法に基づく重大な約款変更の手続きが適用されます。

a) 投信法第 30 条

謹白

1. 「ノムラ日本株戦略ファンド」に関するお知らせの概略

1) 受益者の皆様へのご提案内容とその背景

「ノムラ日本株戦略ファンド」においては、これまで長期に亘って運用改善の取り組みを続けて参りましたが、パフォーマンスは低位な状態が継続しております。つきましては、お客様に十分な付加価値を提供出来ていない状況を解消するため、運用方針等の商品性を変更する約款変更を行なうことをご提案いたします。

あわせて、重大な約款変更の手続き等における受益者の権利行使の手続きを合理化することを目的として、適用する信託法を変更することをご提案いたします。

2) ご提案する約款変更について

①商品性の見直しを目的とした約款変更

当ファンドの運用方針を「ノムラ・ジャパン・オープン」と同一のものへ変更し、マザーファンドを併合

当ファンドはマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用しております。つきましてはパフォーマンスの改善を図るため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドの運用方針を「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」と同一のものとする約款変更（適用日：2025年6月19日）を行なうことをご提案いたします。

2025年6月19日に「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」と同一のものへ変更した後は、2025年8月28日に「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」に併合する予定です。あわせて、当ファンドでは運用方針の変更に付随した約款変更[※]を行ないます。（なお、ご投資いただいております当ファンド「ノムラ日本株戦略ファンド」は併合の対象外ですので、受益者の皆様の保有する受益権、口数、課税上の取り扱いには影響はございません。）

運用方針等の変更について

	変更後	変更前
運用方針	・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）をベンチマークとします。 ・ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。 ・株価の割安性をベースに銘柄選定を行ないます。	・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）をベンチマークとします。 ・株式への投資にあたっては、投資対象銘柄を「大中型バリュー」「大中型グロース」「小型ブレンド」の3つに区分し、それぞれの投資スタイルに応じた専門の運用チームが個別投資銘柄の選定、投資比率の決定等を行ないます。 ・各スタイル運用チームへの資産配分については運用総責任者を中心とする社内エコノミスト、アナリスト等から構成される当ファンド専用の「投資政策委員会」が、投資環境見通し等の定性的判断に加え、リスク管理等の定量的判断も参考にして、適宜変更することを基本とします。
ファンド名称 [※]	野村国内株式アクティブオープン	ノムラ日本株戦略ファンド
信託報酬（総額） [※]	年 1.672%（税抜年 1.52%）	年 2.09%（税抜年 1.90%）
決算日 [※]	2月および8月の27日	3月および9月の20日

※運用方針の変更に付随した変更です。

②重大な約款変更の手続き等の合理化を目的とした約款変更

適用する信託法を旧法（信託法（大正11年法律第62号））から新法（信託法（平成18年法律第108号））に変更

今後の重大な約款変更の手続きが異議申立手続きから書面決議によるものに変更となります。

いずれも受益者の皆様の保有する受益権、口数、課税上の取り扱いには影響ありません。

3) 受益者の皆様にお願ひしたいこと

上記約款変更①および②について、それぞれ賛成もしくは反対のご判断をお願いします。

- ・約款変更賛成の場合 → 特別なお手続きは必要ありません
- ・約款変更反対の場合 → 書面をもってご異議のお申し立てができます

異議申立された受益権の合計口数が、総口数の2分の1を超えない場合、約款変更が可決されます。

4) 約款変更が可決された場合、約款変更が否決された場合について

ご提案が可決されれば、2025年6月19日付で約款変更が適用され、マザーファンドにおいて、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」とほぼ同一の運用となるよう銘柄の入れ替えを順次行ないます。加えて、当ファンドのファンド名称および決算日が変更となり信託報酬が引き下げられます。

加えて、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」を存続マザーファンドとするマザーファンドのファンド併合を実施予定です。

一方、ご提案が否決された場合は、ノムラ日本株戦略ファンドとして運用が継続されます。

2. 約款変更の内容

① 当ファンドの運用方針を「ノムラ・ジャパン・オープン」と同一のものへ変更し、マザーファンドを併合

「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」の運用方針を「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」と同一のものとします。運用方針の変更完了後に「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」を消滅マザーファンド、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」を存続マザーファンドとするマザーファンドのファンド併合（併合日：2025年8月28日）を行なう予定です。つきましては、「ノムラ日本株戦略ファンド」において、マザーファンドの運用方針が変更されるのに伴い運用方針を「ノムラ・ジャパン・オープン」と同一のものへ変更する約款変更（適用日：2025年6月19日）を行なうことをご提案いたします。上記の約款変更は、マザーファンド間のファンド併合を除き、重大な約款変更には該当いたします。

上記の重大な約款変更が適用となった場合には、「ノムラ日本株戦略ファンド」において以下の約款変更をあわせて行なう予定です。なお、下記は重大な約款変更にはあたりません。

- ・運用方針の変更に伴い、ファンド名称を「野村国内株式アクティブオープン」に変更いたします。
- ・「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」に投資する一般公募ファンド（ファンド名称：ノムラ・ジャパン・オープン）と同じ信託報酬水準に引き下げ、決算日も同一日に変更することといたします。

＜「ノムラ日本株戦略ファンド」における変更＞

		変更後	変更前
ファンド名称		野村国内株式アクティブオープン	ノムラ日本株戦略ファンド
信託報酬	総額	年 1.672%（税抜年 1.52%）	年 2.09%（税抜年 1.90%）
	内訳 （税抜）	委託：年 0.725%～年 0.765%	委託：年 0.895%
		販社：年 0.705%	販社：年 0.93%
		受託：年 0.05%～年 0.09%	受託：年 0.075%
決算日		2月および8月の27日	3月および9月の20日

上記のほか、主要投資対象のマザーファンドの併合に備え、主要投資対象に「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」（存続マザーファンド）を追加し、併合後に「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」（消滅マザーファンド）を削除する約款変更を予定しております。

＜「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」における変更＞

		変更後	変更前
適用する信託法		新法	旧法
決算日		2月27日	3月20日

上記のほか、併合に関する約款規定の追加を実施する予定です。

詳細は、「投資信託約款変更案の新旧対照表」をご参照ください。

なお、ご投資いただいております「ノムラ日本株戦略ファンド」は併合の対象外ですので、受益者の皆様の保有する受益権、口数、課税上の取り扱いには影響はございません。

本約款変更適用後は「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」において、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」とほぼ同一の運用となるよう銘柄の入れ替えを順次行ないます。銘柄の入れ替えは、受益者の皆様に不利益が発生しないようマーケットインパクト等も勘案のうえ、一定期間をかけて実施予定でございます。入替完了後、2025年8月28日付で、「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」を消滅マザーファンドとし、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」を存続マザーファンドとするマザーファンドのファンド併合を実施予定です。併合によりファンド規模を拡大することで、運用効率が向上し、取引コストの低減や運用継続が容易になることなどが見込まれます。

＜マザーファンドの併合＞

存続マザーファンド	消滅マザーファンド
ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド	ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド

② 適用する信託法を旧法(信託法(大正 11 年法律第 62 号))から新法(信託法(平成 18 年法律第 108 号))に変更

加えて、ファンド管理の効率化を図るため、「ノムラ日本株戦略ファンド」における以下の約款変更をあわせてご提案いたします。

- ・適用する信託法を旧法(信託法(大正 11 年法律第 62 号))から新法(信託法(平成 18 年法律第 108 号))に変更します。新法化により、重大な約款変更の手続き等における受益者の権利行使の手続きが合理化されます。

マザーファンドのファンド併合および約款変更の可決を前提とした追加的な約款変更を除く上記①および②の約款変更は重大な約款変更にあたり、当ファンドの約款^{b)}規定に基づき異議申立の手続きをとることといたしました。

b): 約款第 59 条

3. ご提案理由

【運用方針の変更を提案する理由】

「ノムラ日本株戦略ファンド」は、わが国の株式市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指すファンドとして 2000 年 2 月に設定されました。設定からこれまでの運用実績はベンチマークとしている東証株価指数(TOPIX)(配当込み)を上回っておらず、パフォーマンスが低位な状況が継続しています。弊社では当ファンドについて、これまで長期に亘って品質改善の取り組みを継続して参りました。運用チームの体制変更や超過収益創出に向けた運用モデル・ポートフォリオ構築プロセスの改良など幾つもの取り組みを行ないましたが今日までに十分な改善に至っておりません。

また、弊社では、「お客様の最善の利益に適う商品提供」およびそのための「プロダクトの育成、競争力強化」を目的として、2023 年より「ファンド・レビュー」を実施しておりますが、「ファンド・レビュー・レポート^{*}」において改善すべきと評価された要因の一つである、3 つの投資スタイルのポートフォリオを組み合わせた結果、ポートフォリオ全体として保有する銘柄数が多くなり、リスクの取り方が不十分となる点についても明確な改善を達成できておりません。

※「お客様の最善の利益に適う商品提供」およびそのための「プロダクトの育成、競争力強化」を目的に、弊社が 2023 年度から発行を開始した弊社の公募投資信託を評価したレポート

このように、お客様に十分な付加価値を提供出来ていない状況が依然継続していること等から、今後も早期の運用改善は難しいとの判断に至っております。つきましては、ファンドの品質改善を第一に考え、お客様に十分な付加価値をお届けするためには、ファンドの運用方針を変更する抜本的な商品性の見直しを実施することが、受益者の皆様の利益に資すると考え、一連のご提案をさせていただくものです。

【変更後の運用方針として「ノムラ・ジャパン・オープン」と同一のものをご提案する理由ならびに運用方針等の比較】

変更後の運用方針としてご提案する、「ノムラ・ジャパン・オープン」は、「ノムラ日本株戦略ファンド」と同様に、日本株式の幅広い銘柄を投資対象とし、特定の運用スタイルに立脚しない運用方針で運用されております。

「ノムラ日本株戦略ファンド」は 3 つの投資スタイル(大中型バリュー、大中型グロース、小型ブレンド)のポートフォリオを組み合わせる運用を行ないますが、「ノムラ・ジャパン・オープン」は単一のポートフォリオにて運用が行なわれます。運用に際しては、企業の割安性を重視しつつも中長期的な成長性も加味して厳選された銘柄へ投資を行なうポートフォリオを構築します。

弊社としては、本約款変更を通じて運用方針を変更することが受益者の皆様の利益に資すると考えております。

運用方針等の比較表（概要）

（2024 年 12 月末現在）

	ノムラ・ジャパン・オープン	ノムラ日本株戦略ファンド
主要投資対象	わが国の株式	わが国の株式
ベンチマーク	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
運用方針／運用体制（概略）	上場株式等の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定します。 右記の投資スタイルごとの銘柄選択、各スタイルへの配分を適宜変更する運用方針／運用体制と異なり、単一のポートフォリオにて運用が行なわれます。	投資対象銘柄を「大中型バリュー」「大中型グロース」「小型ブレンド」の3つに区分し、それぞれの投資スタイルに応じた専門の運用チームが個別投資銘柄の選定、投資比率の決定等を行います。 また、上記の各スタイルへの資産配分については、当ファンド専用の「投資政策委員会」が適宜変更します。
組入銘柄数	67 銘柄	99 銘柄
組入上位 10 銘柄純資産比	35.8%	38.9%

【ご提案する「ノムラ・ジャパン・オープン」の運用方針と運用実績について】

ファンドの目的：信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドの特色

主要投資対象：わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

投資方針：

- ・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）※1をベンチマークとします。

※1 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）はわが国の株式市場全体のパフォーマンスを表わす代表的な指数です。

- ・ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

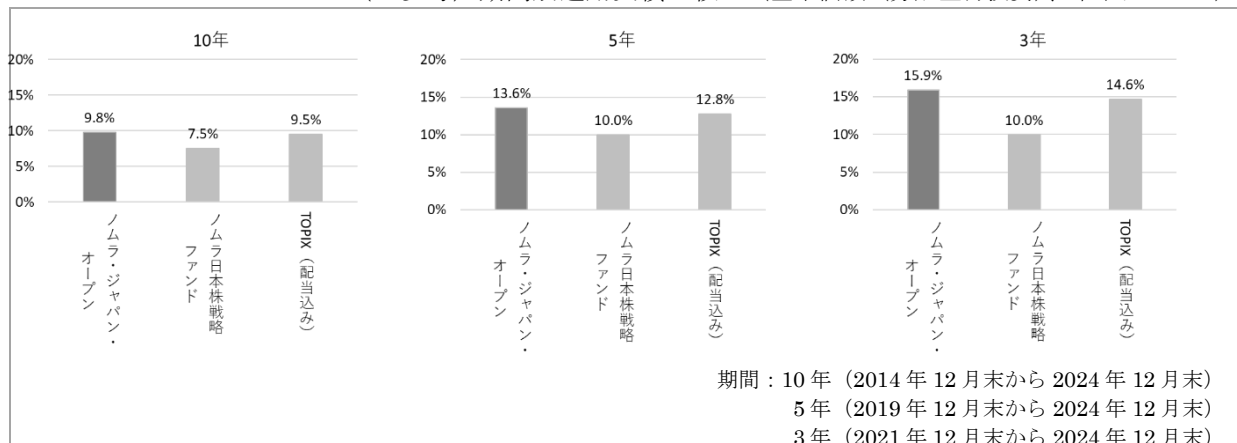
株式への投資にあたっては、上場株式等の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

- ・株価の割安性をベースに銘柄選定を行ないます。

銘柄選択にあたっては、全国上場銘柄（またこれに準ずる銘柄を含みます）から競争力や経営力が高く、中長期的に堅調な業績拡大が期待できる企業※2に着目し、主に PER（株価収益率）などのバリュエーション指標に基づき、中長期で割安と思われる銘柄に投資します。以上のプロセスを進める過程では、運用担当者および委託会社アナリストが企業訪問等による確認を行ない、組入銘柄の最終的な選定の参考とします。

※2 企業の中長期の業績拡大の評価・分析に際しては、当該企業が属する産業が成長産業の場合は当該業界内での競争力の有無、成熟産業の企業の場合は当該業界で勝ち残ることの可能性、特定の分野・事業領域で高い市場シェアを持っているかなどに着目します。

（ご参考）期間別運用実績比較 （基準価額（分配金再投資）、年率リターン）



※基準価額（分配金再投資）とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものとして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

※上記は過去の運用実績または過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」の運用実績のご確認方法として、以下ご案内をさせていただきます。

- ・弊社 HP において、同マザーファンドに投資する公募ファンド「ノムラ・ジャパン・オープン」の基準価額の推移や月次レポート、交付運用報告書等をご確認いただく場合

URL <https://www.nomura-am.co.jp/fund/funddetail.php?fundcd=140175>

二次元コード



- ・弊社サポートダイヤルまでお問い合わせいただく場合

野村アセットマネジメント株式会社（電話受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）
サポートダイヤル 0120-933002

4. 異議申立の手続きの流れ

（１）手続きおよび日程について

① 公告日（電子公告*）	2025 年 2 月 25 日（火）
② 異議申立期間	2025 年 2 月 25 日（火）～3 月 26 日（水）まで
③ 当ファンドおよびマザーファンドの約款変更予定日 （適用開始予定日） （運用方針の変更、新法化、ファンド名称の変更、信託 報酬の変更、決算日の変更、存続マザーファンド追加）	2025 年 6 月 19 日（木）
④ マザーファンドの併合日	2025 年 8 月 28 日（木）
⑤ 当ファンドの約款変更予定日（適用開始予定日） （消滅マザーファンド削除）	2025 年 8 月 28 日（木）

*当ファンドおよびマザーファンドの公告は電子公告の方法により、次のアドレス（弊社ホームページ上）に 2025 年 2 月 25 日（火）に掲載しております。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

本約款変更に対してご異議を申し立てることのできる受益者の方は、2025 年 2 月 25 日（火）現在の当ファンドの受益者です。

該当する受益者の方は、本約款変更に対して書面をもってご異議のお申し立てができます。

なお、約款変更にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ありません。

※2025 年 2 月 25 日（火）以降のお申込みにより取得された受益権および 2025 年 2 月 21 日（金）以前のお申込みにより換金（解約）された受益権については、本約款変更にご異議を申し立てることはできません。

(2) 異議申立の結果

- (i) 当ファンドまたは他ファンドのそれぞれの約款変更に対して、異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、上記①の公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えない場合

当ファンドおよびマザーファンドの約款変更の届出を行ない、2025年6月19日（木）に約款変更いたします。

- (ii) 当ファンドまたは他ファンドのそれぞれ、またはいずれかの約款変更に対して、異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、上記①の公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合

当ファンドおよびマザーファンドはいずれも、約款変更を行ないません。
この場合、約款変更を行わない旨を、上記異議申立期間終了後に公告し、当ファンドの受益者の方に遅滞なく書面にてお知らせいたします。

(3) 異議申立の手続きについて

本約款変更に対し、ご異議のある受益者の方は、**郵便はがき等の書面**に以下の内容をご記入の上、次の野村アセットマネジメント株式会社の窓口宛に、郵送にてお送りください。

(2025年3月26日（水）必着)

- (i) 宛先

〒115-8799 日本郵便株式会社 赤羽郵便局 私書箱 46 号

株式会社だいこう証券ビジネス

「野村アセットマネジメント株式会社」「ノムラ日本株戦略ファンド／マザーファンド」の約款変更に関する取扱い窓口

- (ii) ご記入いただく内容

- | |
|--|
| ①住所
②氏名(署名、捺印)(法人の受益者は、法人名と代表者名(署名、捺印)のご記入をお願いします。)
③電話番号(日中連絡先)
④ファンド名
⑤取扱販売会社、取引店名、口座番号*
⑥約款変更を行なうことについて反対する旨 |
|--|

*当ファンドに関し、複数口座をお持ちの場合には、異議申立をなさるすべての取扱販売会社、取引店名、口座番号をご記入ください。

(注1) 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立を受け付けできなくなる場合がありますのでご注意ください。

(注2) 手続きに際して、弊社は取得した受益者の個人情報を取扱販売会社と共有する場合がありますことをご了承くださいますようお願い申し上げます。なお、取得した受益者の個人情報は、当書面に記載された手続き以外の目的には利用いたしません。

(ご参考) 異議申立をされた受益者の申立後の手続きについて

異議申立をされた受益者の方は、取扱販売会社において、通常通り、換金（解約）のお申込みを行なうことができます。

なお、本約款変更が決定した場合には、取扱販売会社を通じて受託会社に対し、受益権の買取りを請求することもできますが、換金（解約）のお申込みを行なえば、買取請求は不要です。

< 通常の換金（解約）と買取請求の違い（概要） >

	通常の換金（解約）請求	買取請求
必要書類 (個人の場合)	通常のお取引と同様	受託会社所定の買取請求必要書類に加えてマイナンバーおよび本人確認書類

適用価額	申込日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額	原則、申込日の <u>翌営業日</u> の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 ※買取口数×適用価額=買取代金となります。
課税関係 (個人の場合)	換金価額と取得価額の差益に対して、 20.315% (所得税 15% ・復興特別所得税 0.315% ・地方税 5%)が課税されます。 →譲渡所得として、申告分離課税の対象となり、原則として確定申告が必要となります。 ただし、源泉徴収選択口座(特定口座)で受益権を保有されている場合、申告不要制度が適用されます。	買取価額と取得価額の差益に対して、 20.315% (所得税 15% ・復興特別所得税 0.315% ・地方税 5%)が課税されます。 →譲渡所得として、申告分離課税の対象となり、原則として確定申告が必要となります。 なお、受託会社による買取りのため、源泉徴収選択口座(特定口座)での取り扱い対象にはなりません。 <u>現在、源泉徴収選択口座(特定口座)で受益権を保有されている場合も、お客様ご自身での納税手続きが必要となりますので、ご注意ください。</u>
代金の支払日	申込日を含めて 4 営業日目 以降	申込日を含めて 5 営業日目 以降 ※諸般の手続が必要となるため、通常の換金(解約)請求よりも大幅に日数を要する場合があります。
返却代金について	換金(解約)の代金が支払われます。	買取代金から買取計算書の <u>郵送料および振込手数料</u> が差し引かれます。

*詳細は異議申立をされた受益者の方に対して送付する「買取請求のご案内」をご覧ください。

*上記は 2025 年 1 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

*法人の場合は上記とは異なります。

*税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<買取請求のお手続き>

- ① 買取請求期間は、**2025 年 4 月 9 日(水)** から **2025 年 4 月 28 日(月)** まで(受託会社受理分)
- ② 弊社より異議申立をされた受益者の方に対し「買取請求のご案内」を発送
- ③ (買取請求を行なう場合) 取扱販売会社へ買取請求必要書類を請求
- ④ 取扱販売会社へ買取請求必要書類を提出
- ⑤ 受託会社において買取請求必要書類の受理および信託財産による買取りの実行
- ⑥ 受託会社からご指定銀行口座等への買取代金(買取計算書の郵送料および振込手数料*差引後)のお支払い
*買取計算書の郵送料および振込手数料は買取請求を行なった受益者のご負担となります。

(注) 買取請求手続きにあたっては、受託会社宛にマイナンバーおよび本人確認書類をご提出いただく必要があります。

- ・ 買取りの価額は、公正な価額となります。本件においては、原則として上記⑤の受託会社が買取請求必要書類を受理した日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。
- ・ 上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでに、通常の換金(解約)請求よりも日数を要します。
- ・ 買取請求を行なった受益権については、換金(解約)のお申込みを行なうことはできなくなりますのでご注意ください。

<当ファンドおよびマザーファンドの約款変更等に関するお問い合わせ先>

野村アセットマネジメント株式会社(電話受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

サポートダイヤル 0120-933002

以上